

架装部位対象保証書

お客様様	おなまえ	様	保証書NO (車両NO)
	おところ 〒		保証期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
	TEL		保証種別 架装部位保証 (期間1年)

自動車	メーカー	車名		
	型式			
	車台番号			
	登録NO.	納車時走行距離	Km	
	登録日	令和 年 月 日	納車日	令和 年 月 日
	初度登録	令和 年 月	車検満了日	令和 年 月 日
	仕様	タウンエースバン(ライトエースバン): 簡易ベッドモデル	保証限度額	186,450 円(税込)

販売店	営業スタッフ		
	販売店	トヨタユニテッド静岡株式会社	印
	販売店舗		
架装工場	住所 〒	TEL	
	架装工場	有限会社ファイン	
	住所 〒	410-0874	TEL 055-968-7788
		静岡県沼津市松長555番地	

☆ この保証は上記自動車をご使用になる上記お客様に対し、保証修理をお約束するものです。

したがって、譲渡などにより上記お客様が上記自動車の使用者でなくなった場合は、保証期間内であってもその時点でこの保証は効力を失います。(また納車後1年以内に到来する継続車検を当社以外で受けられる場合および上記自動車が日本圏外へ持ち出された場合にも、その時点でこの保証は効力を失います)

保証について

1. 保証修理の内容

この保証は、保証書記載のお客様に対して、保証書記載の架装部位を構成する後記3. に当社の責任により不具合が発生した場合に保証書に示す期間と条件に従ってこれを無料修理すること(以下、「保証修理」といいます)をお約束するものです。保証修理は部品の交換または補修により行います。

尚、保証修理時に取り外した不具合部品は当社の所有となります。

また、保証修理の限度額は1回の修理(1つの故障原因にかかる修理)につき「架装の価格(消費税含む)」とさせていただきます。尚、保証修理の限度額を超えた修理費用については、お客様のご負担となります。もしご負担に同意頂けない場合は修理をお断りする場合がございますのでご了承下さい。

〈補足説明〉

▶保証修理は当社のサービス工場が故障修理のために必要と判断した方法で行います。保証修理にあたり、修理の内容によっては修理完了までのお時間がかかる場合がございますことを予めご承知おき下さい。

2. 保証修理の受け方

保証修理をお受けになる場合は必ず当社にご連絡頂いた上で、当社のサービス工場へ保証書記載の自動車をお持ち頂き、保証書・メンテナンスノート及び車検証をご提示の上、保証修理をお申し付けください。保証書・メンテナンスノート及び車検証をご提示されない時は保証修理をお受けいたしかねます。(当社の連絡先は保証書及び保証ガイドをご覧ください。)

3. 保証部品

保証書にもとづく保証の対象となる部品(以下、「保証部品」といいます)は、保証書記載のお客様への販売時に保証書記載の架装部位を構成する部品の内、下記の部品になります。

- ・ ベッドマット/ベッド用アルミパイプ

〈補足説明〉

▶お客様のご都合で納車後に装着・架装された部品・架装物(保証修理時に交換部品として新たに装着装着された部品を除く)の不具合及び納車後に実施された補修(保証修理としてなされた補修を除く)・改造に起因する不具合は保証いたしません。

4. 保証期間

保証修理を受けられる期間(以下、「保証期間」といいます)は、保証書記載の保証期間のとおりとします。

尚、保証修理時に交換部品として新たに保証書記載の自動車に装着した部品も保証書にもとづく保証の対象となりますが、その保証期間は保証書記載の保証期間満了日までとします。

5. 保証しない事項

1) 以下の現象等、不具合と認められないものは保証修理をいたしません。

- ①通常の使用損耗あるいは経年劣化により発生する現象。(樹脂部品、塗装面、メッキ面等の自然退色・劣化等)

〈補足説明〉

▶自動車の走行や作動の繰り返しや時間の経過により、自然に発生する通常の損耗や消耗、やつれといった現象は保証修理いたしませんので予めご承知おき下さい。

- ②自動車及び架装部位の機能に影響がないことが一般的に認められている現象等。(音、振動、操作フィーリング等)

〈補足説明〉

▶自動車は動く機械ですので、その使用中には少なからず音や振動が発生します。勿論、音や振動の中には車の状態の異常から発生するものもありますが正常な作動の過程で生じる機能上問題のないものもあります。これらの機能上問題のない現象は保証修理いたしませんので予めご承知おき下さい。機能上問題がない現象かどうかについてはお気軽に当社のサービス工場にご相談下さい。

2) 以下の不具合は、外的要因によるものであり当社の責任による不具合ではありませんから保証修理はいたしません。

- ①雨風、飛石、酸性雨、塩害、融雪剤、鳥糞、薬品、鉄粉、煤煙、降灰等の外部要因に起因する不具合。
(錆、腐食、パネルの傷つき等)

- ②地震、台風、水害等の天災(但し、保証部品の不具合に起因するものを除く)、事故に起因する不具合。

3) 以下の不具合は正しい使用・管理等がなされていないことに起因するものですから保証修理はいたしません。

- ①通常の注意で発見・処置できたにも関わらず、放置したことにより拡大した不具合。
- ②保守または整備上の不備または間違いに起因する不具合。
- ③常識的な取り扱い方法と異なる使用、不適切な保管、仕様の限度を超える過酷な使用に起因する不具合。

4) 保証修理以外に当社が保証書にもとついて費用を負担することはいたしません。

- ①自動車を使用できなかったことによる不便さ及び損失等。
(電話代、レンタカー代、宿泊代、交通費、休業補償、積荷補償、営業損失補償等)

〈補足説明〉

▶万一、保証修理に相当する不具合が生じ、その不具合によりお車を使用できない期間の不便さを補うために生じたレンタカーの費用や営業機会の損失等の費用は負担いたしませんので予めご承知おき下さい。

- ②当社にご連絡なく修理された場合の修理費用。

〈補足説明〉

▶保証期間内で保証修理に相当すると思われる不具合修理についても、当社にご連絡がない場合にはその費用を負担いたしませんので予めご承知おき下さい。